

令和7年度（2025年度）  
北海道障がい者施策推進審議会

とき：令和7年（2025年）12月18日（木）18:00～

ところ：かでる2・7 10階 1060 会議室（オンライン併用）

次 第

○ 開 会

○ 協議事項

- 1 「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」の推進管理について
- 2 その他

○ 閉 会

■配付資料一覧

資料1-①～⑫	第1期ほっかいどう障がい福祉プラン 推進管理票
資料1-⑬	第1期ほっかいどう障がい福祉プラン 成果目標に対する進捗状況
資料1-⑭	第1期ほっかいどう障がい福祉プラン 必要なサービス量の状況
資料1-⑮	第1期ほっかいどう障がい福祉プラン 数値目標の達成状況
参考資料1	委員からの御意見・御質問 一覧
参考資料2	北海道障がい者施策推進審議会条例

## 令和7年度（2025年度）北海道障がい者施策推進審議会出席者名簿

【委員】

(五十音順)

役 職	氏 名	備 考	
北斗市長（北海道市長会）	いけだ たつお 池田 達雄		
北海道精神障害者回復者クラブ連合会 副会長	いしやま たかひろ 石山 貴博		欠席
一般社団法人 北海道知的障がい福祉協会 会長	おおがき いさお 大垣 黙男		
旭川医科大学病院リハビリテーション科 教授	おおた てつお 大田 哲生		欠席
えりも町長（北海道町村会）	おおにし まさき 大西 正紀		欠席
北海道身体障害者福祉施設協議会 会長	さくらだ まこと 櫻田 周		欠席
一般財団法人 旭川手をつなぐ育成会 副会長	すがわら ひろみ 菅原 広美		オンライン出席
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 副会長	たかえ ちおり 高江 智和理	新任	
恵庭市子ども未来部えにわっこ応援センター センター長	たかはし あきこ 高橋 明子		
一般社団法人 北海道医師会 副会長	ふじわら ひでとし 藤原 秀俊		会長
一般社団法人 北海道精神科病院協会 会長	まつばら りょうじ 松原 良次		欠席
DPI 北海道ブロック会議 事務局長	やまざき めぐみ 山崎 恵		会場又はオンライン出席
日本ALS協会北海道支部 支部長、日本ALS協会 理事、ALS国際同盟 理事	やまだ ようへい 山田 洋平		
札幌学院大学心理学部 教授	やまもと あや 山本 彩		オンライン出席
一般社団法人 北海道中小企業家同友会、札幌支部インクルーシブ委員会副委員長	よしおか しゅんじ 吉岡 俊史		欠席

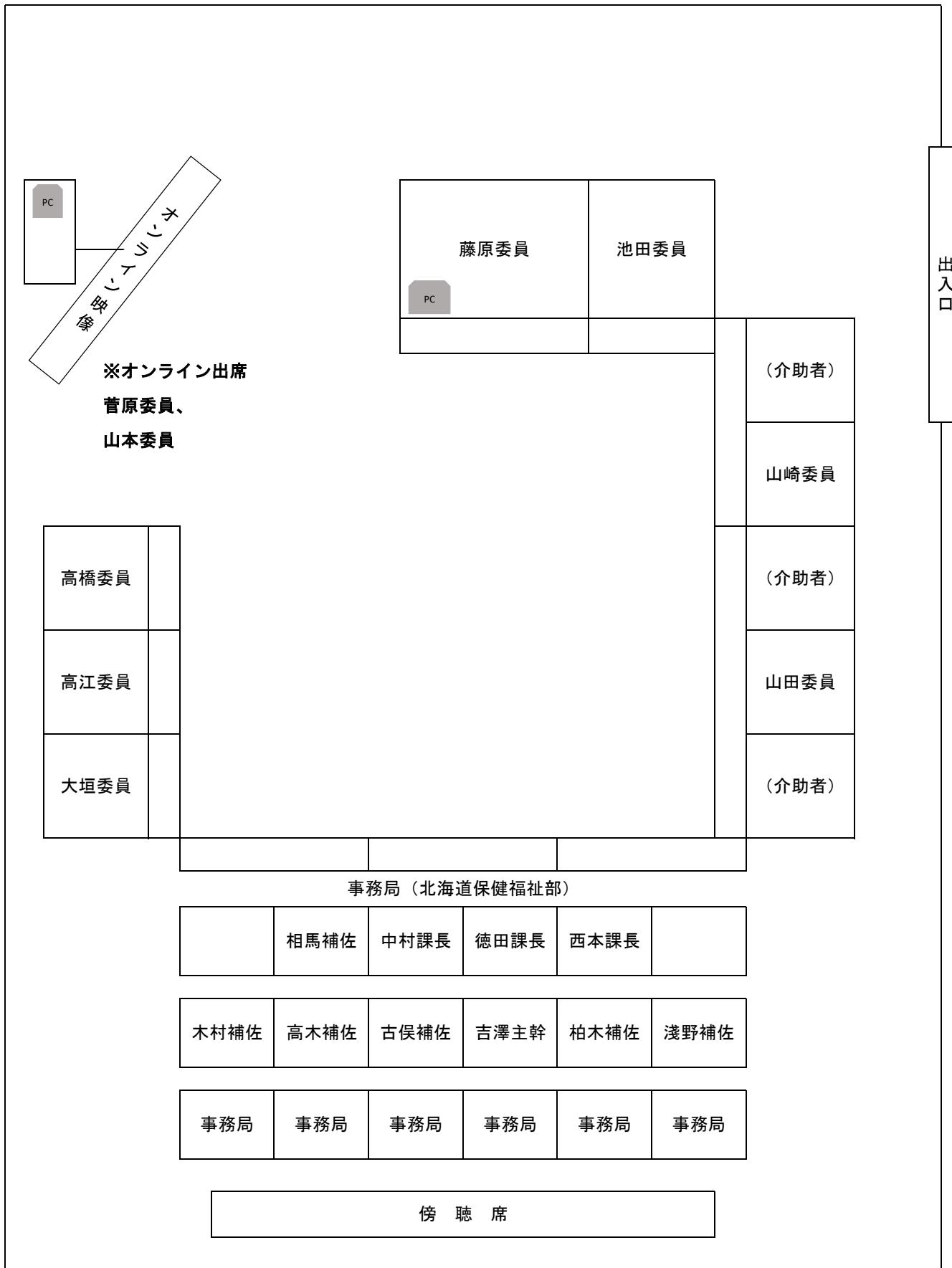
【事務局】（北海道保健福祉部）

福祉局障がい者保健福祉課	課長	とくた よしのり 徳田 泰則
	精神医療担当課長	にしもと つかさ 西本 司
	課長補佐（企画調整）	そうま ともひと 相馬 知人
	課長補佐（基盤整備・指定・指導）	きむら やすひさ 木村 八州久
	課長補佐（地域支援）	たかぎ ひろまさ 高木 大昌
	主幹（意思疎通支援・社会参加）	よしざわ じゅんや 吉澤 淳也
	課長補佐（精神保健医療）	かしわぎ ひろき 柏木 博樹
	課長補佐（発達支援）	あさの やすひろ 浅野 泰弘
	課長	なかむら ひろし 中村 浩
子ども政策局子ども家庭支援課	課長補佐（障がい児支援）	こまた まこと 古俣 亮

# 令和7年度（2025年度）北海道障がい者施策推進審議会 配席図

日時：令和7年（2025年）12月18日（木）18:00～

場所：かでる2・7 10階 1060会議室



# 第1期ほつかいどう障がい福祉プラン推進管理票（案）

資料1-①

## 1 権利擁護の推進

【担当係】 地域支援係

基本方針・推進施策		取組内容	計画期間内の具体的取組	令和6年度の取組状況	【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】
【目的】 障害者虐待防止法及び障害者差別解消法や北海道障がい者条例に則して、障がいのある人への差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさを解消するとともに、障がい者の権利を最大限に尊重することなどについての理解促進を図ります。  【推進施策】 ①権利擁護の推進・虐待の防止 ②意志決定支援の推進 ③成年後見制度等の活用促進 ④理解の促進 ⑤地域福祉活動の促進  【関連する成果目標】 目標値の設定なし	1	北海道障がい者権利擁護センターにおける虐待相談・通報の受付	本庁において通年対応 虐待対応状況調査の実施	・北海道障がい者権利擁護センターにおける、相談・通報処理件数114件 (うち虐待相談34件)	
	2	障がい者虐待防止・権利擁護研修の開催	本庁において司法面接研修、市町村向け研修及び施設従事者向け研修の開催	・行政職員向け司法面接研修の実施 (オンライン開催) ・市町村向け研修及び施設従事者向け研修の実施 (オンライン開催)	
	3	意志決定支援ガイドラインの周知等	集団指導や運営指導における意志決定支援ガイドラインの周知や支援体制の整備等	・集団指導や運営指導において意志決定支援ガイドラインを周知	【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））  ・虐待防止の取組について、引き続き推進するとともに、差別解消法の普及について、法改正を踏まえた普及啓発を進める必要がある。
	4	北海道成年後見制度利用促進体制整備連絡調整会議の開催	本庁にて適宜開催	・6月及び3月に開催	評価区分（※）
	5	差別解消道民フォーラムの開催、福祉教育の推進	障害者差別解消法の趣旨を踏まえたフォーラムの開催 学校向け教材の配布等福祉教育の推進	・差別解消法の趣旨を踏まえたフォーラムの開催 (R6は札幌、北見開催) ・教育機関向け教材の配布等福祉教育の推進 (R6は高等学校での出前講座を実施)	R6 R7 R8 R9 R10 R11 B - - - - - -
	6	各種行事の実施による啓発活動	「障がい者週間」や「道民福祉の日」等、各種行事の実施	・「障がい者週間」や「道民福祉の日」等に合わせたパネル展の実施、リーフレット等の配布	【今後の改善の方向性（案）】  ・差別解消道民フォーラム等において法改正の内容の周知を図るとともに、見た目ではわかりづらい障がいへの理解や障がい者虐待防止法等を学ぶ機会を設けるなど、更に効果的な取組を行う。

※評価区分 A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている

## 2 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり

【担当係】 地域支援係

基本方針・推進施策	取組内容	計画期間内の具体的取組	令和6年度の取組状況	【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】	
				【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））	
【目的】 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会づくりのため、北海道障がい者条例第41条の規則で定める圏域（総合振興局及び振興局の所管区域）に設置した地域づくり委員会において、地域の課題等の解決などを目指します。  【推進施策】 ①地域づくり委員会等の取組  【関連する成果目標】 目標値の設定なし  1	障害者が暮らしやすい地域づくり委員会における相談・申立の受付、協議・あっせん	14圏域に設置している委員会において、虐待や差別、暮らしづらさに関する特定事案や地域の課題等について協議等を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>各振興局での地域づくり委員会の開催（延べ30回）</li> <li>相談等通年対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待や差別に関する相談件数や地域づくり委員会の開催回数は例年同程度で推移しているものの、委員会への相談件数は減少傾向にあることから、委員会の更なる周知が必要。</li> </ul>	<p>【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>条例の内容の周知を図るとともに、地域課題等の情報を収集する機会を設けるなど、更に効果的な取組を行う必要がある。</li> </ul>

※評価区分 A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている

## 3 就労支援施策の充実・強化

【担当係】 地域支援係

基本方針・推進施策	取組内容	計画期間内の具体的取組	令和6年度の取組状況	【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】														
				【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））														
<p><b>【目的】</b> 障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃（賃金）水準の向上や職場定着を促進します。</p> <p><b>【推進施策】</b>            ①道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり            ②一般就労の推進            ③多様な就労機会の確保            ④福祉的就労の底上げ</p> <p><b>【関連する成果目標】</b>            ⑬-No. 14~28</p>	1 働く障がい者に対する社会全体での応援体制づくりのための「障がい者就労支援企業認証制度」及び「障がい者就労支援の輪を広げる取組～道民一人1アクション」の推進	企業認証制度及びアクションのPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページによる周知やイベント開催時のチラシ配布等による周知の実施</li> <li>・認証期間更新時期にリマインド実施等により、更新漏れ防止の対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度の工賃実績は、直近過去3年よりも増加していることから、引き続き地域における関係機関等の連携・協力の下、地域の実情を踏まえた取組や事業展開を促進し、障害福祉サービス事業所における多様な就労機会を確保する取組が必要。</li> <li>・また、認証制度への登録件数は、増加傾向にあるものの、引き続き、働きかけが必要。</li> </ul>														
	2 障がい者就労施設等への発注促進のための優先調達の推進及び市町村への働きかけ	道庁各部局への調達可能物品等の周知及び市町村への調達方針策定の働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初に道庁各部局への調達可能物品等の周知を行ったほか、市町村への調達方針策定の働きかけを実施</li> </ul>	<p><b>【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労系障害福祉サービス事業所の工賃向上や販路拡大が図られるよう、関係機関との連携を推進する必要がある。</li> <li>・法定雇用率を超えて取り組んでいる企業は増加傾向にあることから、引き続き、制度の周知と企業認証登録への働きかけが必要である。</li> </ul>														
	3 関係機関との連携や協働の促進	関係機関との情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定法人による授産事業所の収益力向上及び販路拡大支援の実施</li> </ul>	<p><b>評価区分（※）</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>B</b></td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td></tr> <tr> <td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> </table>		<b>B</b>	R6	R7	R8	R9	R10	R11		-	-	-	-	-
<b>B</b>	R6	R7	R8	R9	R10	R11												
	-	-	-	-	-	-												
4 福祉と地場産業との連携の推進	農業生産者と障害福祉サービス事業所へのマッチング支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノウフクマルシェを道内3ヶ所で実施したほか、オンラインマルシェの開催、農福・水福連携マッチング事業の実施成果報告の開催</li> </ul>	<p><b>【今後の改善の方向性（案）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、障がい者の新たな就労の場の創出のため、農福連携では生産物の販路拡大や売上向上に向けた取組、地域の経済社会を支える農業、福祉、商工等の各機関の連携による取組を進める。</li> <li>・企業認証制度については、引き続き、積極的な制度周知に努める。</li> </ul>															
5 工賃（賃金）向上のための製品等の販路拡大	共同受注システムの運営及び販売会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定法人による共同受注システムの運営及びマッチング支援に取り組むとともに大型商業施設での販売会の実施</li> </ul>																

※評価区分 A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている

## 4 相談支援体制・地域移行支援の充実

【担当係】 地域支援係、事業指導係

基本方針・推進施策	取組内容	計画期間内の具体的取組	令和6年度の取組状況	【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】																		
				【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】																		
<p><b>【目的】</b> 施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所を希望される方々の地域生活への移行促進を図るほか、道と市町村の役割分担による相談支援体制の整備や、障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう社会参加の促進に努めるとともに、乳幼児期や学齢期、青年期、壮年期、高齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには介護者の急病等の緊急時においても地域での生活が継続できる体制整備を促進します。 また、障がいのある人が適切な意思決定支援のもとで自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は社会生活を営むことのできる体制を整備し、在宅サービスの量的・質的充実を図り施設入所者の地域生活への移行を推進します。 さらに、障害福祉サービス事業者等で適切な良質なサービスが提供されるよう、指定の際に厳正な審査を実施し、指定後においても利用者の人権擁護や虐待防止、意思決定支援のための体制整備等、適正な事業運営が行われるよう指導に努めます。</p> <p><b>【推進施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①生活支援体制の充実</li> <li>②相談支援体制・地域移行支援の充実・強化</li> <li>③障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実</li> <li>④生活安定施策の推進</li> <li>⑤障害福祉サービス事業者等の指定、指導監査の実施</li> </ul> <p><b>【関連する成果目標】</b> ⑬-No. 1、2、13、38</p>	1  地域生活支援拠点等の整備・充実	地域づくりコーディネーターと連携し拠点等未整備市町村への新規整備及び整備済市町村への機能強化を促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある方の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備を、広域相談支援体制整備事業の全道重点方針に位置づけ、地域づくりガイドラインや支援方針に基づき、地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援を実施</li> </ul>	<p>・地域生活支援拠点等の整備済み市町村は増加しているが、人的・財政的な問題により、整備に向けた協議が進まない市町村がある。 ・各振興局が実地で行う運営指導のほか、対面やオンライン形式等による全事業所を対象とした集団指導により、虐待防止や意思決定支援の推進など指導方針で定めた重点指導項目を説明し、適正なサービスの質の確保に努めているところであるが、遠方地や勤務時間等の関係上、出席できない事業所があり、全事業所の参加に至っていない。</p>																		
	2  地域づくりコーディネーターを活用した地域の相談支援体制の構築、地域移行・地域定着の促進	地域づくりコーディネーターと連携し、基幹相談支援センターの設置を含む、市町村が実施する相談支援体制の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくりガイドラインや支援方針に基づき、地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援を実施</li> </ul>																			
	3  生活資金や事業を営むために必要な資金の貸付け、冬期間の増嵩経費についての市町村の取組に対する支援	生活資金等の貸付、市町村が行う福祉灯油事業に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人北海道社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業に対し補助を実施</li> <li>・福祉灯油事業を実施した129市町村に対し、交付金による助成を実施するとともに、各市町村に対し、道内市町村における福祉灯油事業の実施内容に関する情報提供を行い、積極的な取組を促進</li> </ul>	<p><b>【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点等の未整備圏域の市町村に向けた更なる支援に取り組む必要がある。</li> <li>・事業者が安定した障害福祉サービスを提供するためには、利用者の人権擁護、虐待防止のための体制整備に努め、事業運営の適正化に向けた指導が必要である。</li> </ul>																		
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価区分（※）</th><th colspan="6">過去の評価区分</th></tr> <tr> <th>B</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>		評価区分（※）	過去の評価区分						B	R6	R7	R8	R9	R10	R11	-	-	-
評価区分（※）	過去の評価区分																					
B	R6	R7	R8	R9	R10	R11																
-	-	-	-	-	-	-																
4  利用者が適切にサービスを選択できるよう障害福祉サービス事業者等の指定情報の公表、指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱に基づく指導等	障害福祉サービス事業者等の指定情報の公表、指導監査要綱に基づく指導等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業者等におけるサービス等の内容をインターネット上で公表</li> <li>・障害福祉サービス事業者等に対して虐待防止研修を実施するほか、各振興局における集団指導や運営指導を実施</li> </ul>	<p><b>【今後の改善の方向性（案）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、広域支援体制整備事業の全道重点方針に位置づけ、市町村を支援するとともに、圏域会議等を活用し、隨時、道内の拠点等の整備状況、整備事例、整備に活用できる補助制度等の情報提供を行う。</li> <li>・集団指導に出席できない事業所に対して、オンライン形式による開催や資料の配付等、研修機会の均等化を図るとともに、前年度出席していない事業所等については、運営指導時などに引き続き助言・指導していく。</li> </ul>																			
			<p>※評価区分 A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている</p>																			

## 第1期ほっかいどう障がい福祉プラン推進管理票（案）

## 5 サービス提供基盤の整備

【担当係】企画調整係、施設整備指定係

基本方針・推進施策	取組内容	計画期間内の具体的取組	令和6年度の取組状況	【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】						
				【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））						
<p><b>【目的】</b> 市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めます。 また、広域・分散である北海道の地域特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人を支援する資源を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携した共生型事業等の取組を推進します。</p> <p><b>【推進施策】</b>            ①住まいの基盤整備の充実            ②日中活動サービスの充実            ③地域生活を支えるサービス基盤の充実            ④共生型地域福祉拠点の取組の促進            ⑤地域間格差の縮小            ⑥施設による支援  <b>【関連する成果目標】</b>            目標値の設定なし         </p>	1  社会福祉施設整備補助金を活用した基盤整備	補助金による施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設整備選定に関する有識者会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設整備補助金に係る国庫補助協議施設の選定に当たっては、国の整備方針を踏まえ、整備区分ごと圏域の充足率の低い者を優先して行い、すべての整備要望に対して予算付けを行うことがきた。</li> </ul>						
				<p><b>【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設整備補助金については、物価高騰も続いていることから、国に対して財源確保の要望が必要。</li> </ul>						
	2  サービス基盤の整備とその調整	圏域連絡協議会によるサービス基盤整備量の調整、必要な整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各圏域連絡協議会にて特定障害福祉サービス整備量の整備及び調整の協議（総量規制）を実施</li> </ul>	<b>評価区分（※）</b>	過去の評価区分					
	3  共生型地域福祉拠点の取組の推進	共生型地域福祉拠点について、市町村・関係団体の取組を促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が集い、互いに支え合う交流の場である「共生型地域福祉拠点」について、道内全ての市町村で整備されるよう推進している</li> <li>・令和6年度の拠点数は、436か所となっており、道内全ての市町村で整備されている</li> </ul>	<b>B</b>	R6	R7	R8	R9	R10	R11
					-	-	-	-	-	-
<p><b>【今後の改善の方向性（案）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設整備補助金については、今後も引き続き、国に対して財源の確保を要望していく。</li> </ul>										

※評価区分 A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている

## 6 保健福祉・医療施策の充実

【担当係】精神保健医療係

基本方針・推進施策	取組内容	計画期間内の具体的取組	令和6年度の取組状況	【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】	
				【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））	
【目的】 障がいのある人が身近な地域において保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることが出来るよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。 また、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。	1 各圏域に設置する精神障がい者地域生活支援センターにおいて精神科病院における長期入院患者の退院促進及び退院後の患者の地域生活定着に向けた支援を行う	退院及び地域定着の促進に向けた支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>各圏域ごとに、精神障がい者地域生活支援センターを設置し、ピアサポーターの配置や精神科病院への支援を通じて、地域移行・地域定着を推進</li> <li>市町村や精神科病院等の関係者で構成する地域生活移行支援協議会を各圏域ごとに開催し、体制構築を図った</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村における協議の場の設置の推進をはじめ、入院者訪問支援事業の実施検討を含めた「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」に係る取組の推進が必要。</li> <li>ひきこもりや自殺対策を含む精神保健福祉施策について、関係団体等との連携強化を図り、さらなる施策の推進が必要。</li> </ul>	
【推進施策】 ①適切な保健・医療施策の充実 ②障がいの原因となる疾病等の予・治療 ③精神障がいのある人や難病患者の方など障がいの特性に応じた支援の充実 ④精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	2 精神障がい者の地域生活に係る重層的な支援を行うことを目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を市町村に設置するため広域調整等の支援を行う	全市町村に協議の場設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所や精神障がい者地域生活支援センターを中心として、会議等を活用し市町村への設置推進を実施</li> <li>令和6年度より、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する支援者である心のサポーターの養成研修を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障がいのある人が、必要な支援を受けながら、地域でいきいきとした暮らしができるよう、地域移行・地域定着に向けた支援や支援体制の構築について、さらなる取組の推進を図ること。</li> <li>ひきこもりや自殺対策を含む精神保健福祉施策について、関係団体との連携を強化し、さらなる取組の推進を図ること。</li> </ul>	
【関連する成果目標】 ⑬-No.3~12	3 ひきこもり当事者、高次脳機能障がい者及び依存症患者等への支援や自殺対策を含む精神保健全般に係る啓発については、第6期北海道障がい福祉計画のもとで実施してきた施策を引き続き継続して進める。	・ひきこもりに関する相談業務及び関係機関との連携体制の構築 ・高次脳機能障がいのある人に対する支援体制の充実 ・保健、医療、福祉等の関係機関及び団体と連携し、「北海道自殺対策行動計画」に基づく施策を推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもり成年相談センターを設置し、専門的な相談や研修等を実施したほか、道立保健所における相談体制の整備や市町村における取組を推進</li> <li>道立保健所と関係事業所等が高次脳機能障がいの支援拠点となり、地域での支援を実施</li> <li>自殺予防パネル展等による啓発、道立精神保健福祉センターや道立保健所における相談支援、かかりつけ医等を対象とした養成研修などの取組を実施</li> </ul>	評価区分（※）	過去の評価区分
				B	R6 R7 R8 R9 R10 R11 - - - - - -
【今後の改善の方向性（案）】					
<ul style="list-style-type: none"> <li>国が開催するブロック会議等に参加し、他県の取組なども参考にしながら、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築など、本プランや医療計画に基づく取組を推進する。</li> <li>ひきこもりや自殺対策を含む精神保健福祉施策について、関係団体等とのさらなる連携のもと、プランに基づく施策を推進する。</li> </ul>					

※評価区分 A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている

## 7 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上

【担当係】 地域支援係、事業指導係

基本方針・推進施策	取組内容	計画期間内の具体的取組	令和6年度の取組状況	【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】	
				【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））	
【目的】 サービスの提供に直接必要な障がい福祉・医療を支える人材の確保・定着に努めるとともに、サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行います。 また、適切で良質なサービスが提供されるよう、現場のニーズに即した研修などを通じ相談支援及び障害福祉サービス等の質の向上を図ります。	1 各種研修の実施	サービス等利用計画を作成する相談支援専門員やサービス提供の中核を担うサービス管理責任者に対する研修の充実	・相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修の実施	・適切で良質なサービスが提供されるよう、相談支援専門員やサービス管理責任者等の資質向上を図るための研修について、引き続き、研修機会の確保に努める必要がある。 ・障がい福祉分野の仕事へのイメージや理解不足、1人当たりの業務負担の大きさ、他産業と比較して低賃金であるため、長期的雇用に繋がらない。 ・障がい福祉の仕事への関心が薄く、障害福祉サービス等への就職の動機付けとなる継続的な働きかけが必要。	
【推進施策】 ①人材の確保・定着・養成 ②サービスの質の向上  【関連する成果目標】 目標値の設定なし	2 必要となる人材確保に向けて、障がい福祉の仕事の魅力発信や障害福祉サービス事業所等の職場環境改善などの経営相談支援に取り組み、障がい者支援に携わる人材の確保・定着を引き続き推進する	北海道障がい福祉サポートセンターを設置し、人材確保・定着の推進	・社会保険労務士や企業診断士などによる障害福祉サービス事業所等における人材確保のための待遇改善加算等の取得促進のための助言、福祉のしごとに関する魅力を発信 ・施設運営など組織経営に関する相談支援を実施	【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））  ・事業者では相談支援専門員やサービス管理責任者などの必要な人材が不足しており、引き続き、人材確保及び資質向上に向けて研修などに取り組む必要がある。 ・施設における人材確保が厳しい中、人手不足により施設従事者は多大な業務負担となっていることからも、安全安心なサービスを提供していく上で人材や質の確保が大きな課題であるため、職員のキャリアアップや職場環境改善が必要。	
	3 サービス利用に関する苦情解決の仕組みや福祉サービスの第三者評価制度の積極的な活用	国の制度を活用した苦情解決制度・評価制度の周知	・事業者等に対する集団指導や実地指導、社会福祉法人に対する一般監査を行い、サービス利用に関する苦情解決制度や評価制度が適正に活用されるよう周知している ・令和6年度の苦情相談件数は316件（運営適正化委員会による実件数）、福祉サービス第三者評価事業の受審数は18件となっている	評価区分（※）	過去の評価区分
				B	R6 R7 R8 R9 R10 R11
				- - - - - -	
				【今後の改善の方向性（案）】  ・相談支援専門員やサービス管理責任者等必要な人材を確保するため、引き続き、指定研修事業者と協議しながら、研修体制の確保に努める。 ・社会保険労務士などの専門家による相談支援を実施のほか、個別相談会やセミナーを開催し、待遇改善加算の取得促進及び経営改善における取組を実施。 ・より多くの小中学校及び高校への出前授業を開催し、障がい福祉の仕事の魅力発信を行うことにより理解を深める取組を進め、人材確保に向けた更なる充実を図る。	

※評価区分 A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている

## 第1期ほっかいどう障がい福祉プラン推進管理票（案）

## 8 障がい児支援の充実

【担当係】 子ども家庭支援課障がい児支援係

基本方針・推進施策	取組内容	計画期間内の具体的取組	令和6年度の取組状況	【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】															
				【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））															
<p><b>【目的】</b> 発達の遅れや障がいのある子どもに対する相談支援・通所支援・入所支援等のサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へより一層の支援体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらには学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システムの推進などに加え、児童が18歳以降、環境を円滑に移行できるための体制の整備を図ります。 また、医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実など、心身の発達の段階や年齢に応じた支援に地域で一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図るとともに、身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進します。</p> <p><b>【推進施策】</b>            ①障がいのある子どもに対する支援の充実            ②学校教育の充実            ③医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実</p> <p><b>【関連する成果目標】</b>            ⑬-No. 29~37</p>	1	児童発達支援センター又は市町村中核子ども発達支援センターの設置促進	児童発達支援センター又は市町村中核子ども発達支援センターの設置働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年2月に道内各市町村を対象とした「児童発達支援事業に係る研修会」を開催し、市町村における取組事例等を紹介するなど、児童発達支援センター等の設置に向けて働きかけを行った</li> </ul>	<p><b>【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センター又は市町村中核子ども発達支援センター並びに医療的ケア児支援に係る協議の場については、設置が進んでいない地域がある。</li> </ul> <p><b>評価区分（※）</b></p> <table border="1"> <tr> <td>B</td> <td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td> </tr> <tr> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td> </tr> </table> <p><b>【今後の改善の方向性（案）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標達成に向け、児童発達支援センター又は市町村中核子ども発達支援センター並びに医療的ケア児支援に係る協議の場の設置が進んでいない地域を中心に、障がいのある子ども等への支援に関する課題等の把握を進めるとともに、各種施策の理解促進や働きかけ等の取組を進めていく。</li> </ul>	B	R6	R7	R8	R9	R10	R11	-	-	-	-	-	-	-
B	R6	R7	R8	R9	R10	R11													
-	-	-	-	-	-	-													
2	発達支援関係職員実践研修の実施（教育局との合同開催）	発達支援関係職員実践研修の実施（教育局との合同開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年10月～12月に、7（総合）振興局において、子ども発達支援センター等の職員を対象とした研修を教育局と合同で開催した</li> </ul>																
3	市町村における医療的ケア児等支援に係る協議の場の設置促進	市町村に対し、医療的ケア児支援に係る協議の場設置の働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村における協議の場の設置状況を把握するため、令和6年9月に医療的ケア児に係る協議の場の設置状況調査を行うとともに、未配置の市町村に対し設置の働きかけを行った</li> </ul>																
4	医療的ケア児等コーディネーター研修の実施	医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年11月に養成研修を実施し、合計68人の医療的ケア児等コーディネーターを養成した</li> </ul>																
5	難聴児等支援派遣研修事業の実施及び北海道難聴児支援推進協議会の開催	難聴児等支援派遣研修事業の実施及び北海道難聴児支援推進協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年12月及び令和7年3月に協議会を開催し、他県における中核的機能の在り方や難聴児支援に係るアンケート調査結果の報告等を行った</li> </ul>																

※評価区分 A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている

## 9 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援

【担当係】 発達支援係

基本方針・推進施策	取組内容	計画期間内の具体的取組	令和6年度の取組状況	【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】											
				【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】											
【目的】 発達障がいのある人やその家族への支援が推進され、また、重症心身障がいや在宅の障がいのある人等が身近な地域において必要な支援が提供されるよう、関係機関が連携を図り、地域の支援体制の充実を図ります。  【推進施策】 ①発達障がいのある人への支援の充実 ②在宅の障がいのある人等への支援の充実  【関連する成果目標】 目標値の設定なし	1	ペアレントメンターの養成と派遣	ペアレントメンターの養成と派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペアレントメンター養成研修の開催（基礎研修1回・応用研修1回）</li> <li>派遣回数24回（支援人数194名）</li> <li>地域研修の開催（年10回）</li> <li>リーダーメンター会議開催（年1回）</li> </ul>	【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】										
		発達支援推進協議会の開催	発達支援推進協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達支援推進協議会の開催（年2回）</li> <li>発達支援推進協議会発達障がい地域支援体制整備部会を設置し、開催（年3回）</li> <li>発達支援推進協議会強度行動障がい地域支援体制部会を設置し、開催（年4回）</li> </ul>	【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））										
2				<ul style="list-style-type: none"> <li>発達支援推進協議会の開催（年2回）</li> <li>発達支援推進協議会発達障がい地域支援体制整備部会を設置し、開催（年3回）</li> <li>発達支援推進協議会強度行動障がい地域支援体制部会を設置し、開催（年4回）</li> </ul>	評価区分（※）		過去の評価区分								
					B		R6	R7	R8	R9	R10	R11			
【今後の改善の方向性（案）】															
<ul style="list-style-type: none"> <li>発達支援推進協議会等において、ペアレントメンターの効果的な養成及び事業推進を検討するとともに、高度な専門性を有する人材の養成を推進し、他分野とも連携した発達障害者支援センターや地域支援マネジャー等による円滑かつ効果的な支援体制の構築を図る。</li> </ul>															

※評価区分 A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている

## 10 自立と社会参加の促進・取組定着

【担当係】 社会参加係

基本方針・推進施策	取組内容	計画期間内の具体的取組	令和6年度の取組状況	【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】																				
				【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））																				
<p><b>【目的】</b> 障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することのできる様々な活動の機会を増やすとともに、障がい者が社会参加の主体として生きがいをもって生活できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上を始めとする環境整備を促進します。さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、コミュニケーション手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。</p> <p><b>【推進施策】</b>            ①社会参加の促進            ②スポーツ・文化芸術活動の振興            ③読書バリアフリーの推進            ④生涯学習機会の充実</p> <p><b>【関連する成果目標】</b> 目標値の設定なし</p>	1	市町村が実施する意思疎通支援者の派遣や、移動の支援、生活訓練、スポーツ・文化活動などの市町村地域生活支援事業の推進	市町村地域生活支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村において地域の障がいのある方のニーズに応じた取組が実施できるよう、市町村地域生活支援事業の活用の働きかけを実施</li> <li>国に対し、十分な財源を確保するよう要望</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道障がい者芸術文化活動支援センター」が実施した各種イベント等の参加者が札幌圏に偏り、地方からの参加が少ない。</li> </ul>																			
	2	「障がい者芸術文化活動支援センター」を設置し、障がいのある人の多様な文化芸術活動を支援	障がい者芸術文化活動支援センターによる障がい者の文化芸術活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度より、「北海道障がい者芸術文化活動支援センター」を設置し、障がい者のアート展や舞台発表会、支援者向け研修などの開催を通じて、障がいのある方の文化芸術活動を支援した</li> </ul>	<p><b>【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道障がい者芸術文化活動支援センター」については全道域での活動となるよう工夫が必要である。</li> </ul>																			
	3	読書バリアフリーに関する各種取組の推進	読書バリアフリーに関する関係機関との連携、周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>点字刊行物・録音物の製作及び貸出を行う視覚障がい者情報提供施設への補助を実施</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価区分（※）</th> <th colspan="6">過去の評価区分</th> </tr> <tr> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>B</b></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【今後の改善の方向性（案）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道障がい者芸術文化活動支援センター」が実施するイベント等については、全道域での活動となるよう、開催時期や周知方法、オンラインの活用などを検討していく。</li> </ul>	評価区分（※）	過去の評価区分						R6	R7	R8	R9	R10	R11	<b>B</b>	-	-	-	-	-
評価区分（※）	過去の評価区分																							
	R6	R7	R8	R9	R10	R11																		
<b>B</b>	-	-	-	-	-	-																		

※評価区分 A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている

## 11 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

【担当係】社会参加係

基本方針・推進施策	取組内容	計画期間内の具体的取組	令和6年度の取組状況	【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】			
				【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））			
<p><b>【目的】</b> 障がいのある人に対し、障がい特性に配慮した意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行うほか、ICT（情報通信技術）の活用により、障がいのある人が障がないの人と実質的に同等の情報を得られるよう情報アクセシビリティの向上に取り組むことで、障がいのある人のコミュニケーション手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。 また、手話を独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。</p> <p><b>【推進施策】</b> ①情報通信における情報アクセシビリティの向上 ②意思疎通支援の充実 ③言語としての手話の理解促進等</p> <p><b>【関連する成果目標】</b> 目標値の設定なし</p>	1  障がいのある方の多様な意思疎通手段や手話が言語であること等の道民の理解促進	イベント等での啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種イベントで条例の普及啓発を目的としたパンフレットの配布やパネルの展示を実施</li> </ul>	<p>・意思疎通支援に関する周知・啓発等を行ったが、小中学生向け手話の出前教室については、費用負担の面などから実施を見送る学校があった。</p> <p>【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン化や遠隔手話サービスの普及など、必要に応じてICTなどを活用した事業に取り組み、市町村に対しても活用を働きかけていくとともに、児童・生徒の時期に手話を知る機会についても、引き続き確保していく必要がある。</li> </ul>			
	2  視覚障がいや聴覚障がいのある方等への情報提供体制の強化	情報提供等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>視聴覚障がい者情報提供施設による情報提供を実施</li> <li>障がい者ITサポートセンターによる相談支援を実施</li> </ul>				
	3  多様な意思疎通手段による情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>動画の作成、配信</li> <li>音声コードや点字等による情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話、字幕、点字、ルビ、テキストデータによる情報の提供を実施</li> <li>知事記者会見にて手話通訳を配置</li> </ul>				
	4  意思疎通支援者の確保に向けた養成研修の充実などによる意思疎通支援等の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳者養成研修実施</li> <li>要約筆記者養成研修実施</li> <li>盲ろう者通訳・介助員養成研修実施</li> <li>失語症者向け意思疎通支援者養成研修実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種意思疎通支援者の養成研修を実施</li> </ul>				
評価区分（※）		過去の評価区分					
B		R6	R7	R8	R9	R10	R11
		-	-	-	-	-	-
【今後の改善の方向性（案）】							
<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン化や遠隔手話サービスの普及など、必要に応じてICTなどを活用した事業に取り組み、市町村に対しても活用を働きかけていくとともに、児童・生徒の時期に手話を知る機会についても、引き続き確保していく。</li> </ul>							

※評価区分 A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている

## 第1期ほっかいどう障がい福祉プラン推進管理票（案）

## 12 安全確保に備えた地域づくりの推進

【担当係】社会参加係

基本方針・推進施策	取組内容	計画期間内の具体的取組	令和6年度の取組状況	【令和6年度の取組状況から見えてきた課題】																				
				【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））																				
【目的】 市町村や関係団体と連携を図り、災害時もとより日常的に障がいのある人等の安全確保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制づくりを推進とともに、障がいのある人が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。  【推進施策】 ①住まい・まちづくりの推進 ②移動・交通のバリアフリーの促進 ③防災・防犯対策の推進  【関連する成果目標】 目標値の設定なし	1	災害時等における障がい者等の支援策について、必要に応じて各種計画や手引き等における情報を更新し、市町村へ情報提供する。	市町村への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村が必要な対策をとることができるよう、道のホームページ上で「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」を公開</li> <li>災害時の配慮のポイントをまとめている「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」を道のホームページ上で公開</li> </ul>	・災害対策に係る支援については、全庁的に取り組んでいく必要がある。																			
	2	社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定促進	社会福祉施設等非常災害対策計画の集団指導等を活用した策定促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>集団指導等を活用して社会福祉施設等非常災害対策計画の策定を推進</li> </ul>	【令和6年度の取組の評価】（北海道障がい者施策推進審議会からの意見（案））  ・災害や感染症等が発生した際の障がい者への必要な配慮について、引き続き、見直しや情報提供を進めていく必要がある。																			
	3	市町村における福祉避難所の確保促進	福祉避難所に係る調査を実施し、市町村の課題を把握の上、必要な助言等を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所に係る調査を実施し、課題を把握</li> <li>市町村防災担当者等に対し、道内福祉避難所の確保状況を説明し、複数確保等に係る働きかけを実施</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価区分（※）</th> <th colspan="6">過去の評価区分</th> </tr> <tr> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>【今後の改善の方向性（案）】 ・災害や感染症等が発生した際の障がい者への必要な配慮について、引き続き、見直しや情報提供を進める。</p>	評価区分（※）	過去の評価区分						R6	R7	R8	R9	R10	R11	B	-	-	-	-	-
評価区分（※）	過去の評価区分																							
	R6	R7	R8	R9	R10	R11																		
B	-	-	-	-	-	-																		

※評価区分 A：適正、B：おおむね適正、C：遅れている

## 第1期ほっかいどう障がい福祉プラン成果目標に対する進捗状況

No	目標【関連項目】	内容	R8目標値	R11目標値	R6年末実績	進捗率					
1	<b>1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標</b> 【関連項目】「4 相談支援体制・地域移行支援の充実」	地域生活移行者数	235人	796人	83人	35.3%					
2		施設入所者の減少見込数	350人	817人	182人	52.0%					
3	<b>2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標</b> 【関連項目】「6 保健福祉・医療施策の充実」	入院後3か月時点退院率	68.9%		62.7%	91.0%					
4		入院後6か月時点退院率	84.5%		77.0%	91.1%					
5		入院後1年時点退院率	91.0%		85.2%	93.6%					
6		精神病床から退院後の1年以内の地域における平均生活日数（地域平均生活日数）	330.1日以上		329.3日	99.8%					
7		精神病床における65歳以上及び65歳未満の入院1年以上の長期入院患者数	65歳以上								
8			5,304人以下		6,429人	121.2%					
9		保健・医療、福祉関係者による協議の場の設置	65歳未満								
10			2,514人以下		2,635人	104.8%					
11		保健・医療、福祉関係者による協議の場の設置	圏域								
12			21か所		21か所	100.0%					
13	<b>3 地域生活支援拠点の整備目標</b> 【関連項目】「4 相談支援体制・地域移行支援の充実」	地域生活支援拠点の整備	179か所	179か所	84か所	46.9%					
14	<b>4 就労支援に関する目標</b> 【関連項目】「3 就労支援施策の充実・強化」	(1) 福祉施設から一般就労への移行目標 <table border="1"><tr><td>年間一般就労者数</td><td>1,335人</td><td></td><td>1,151人</td><td>86.2%</td></tr></table>	年間一般就労者数	1,335人		1,151人	86.2%				
年間一般就労者数	1,335人		1,151人	86.2%							
15		(2) 各事業の一般就労移行者数 <table border="1"><tr><td>就労移行支援事業</td><td>774人</td><td>1,014人</td><td>525人</td><td>67.7%</td></tr></table>	就労移行支援事業	774人	1,014人	525人	67.7%				
就労移行支援事業	774人	1,014人	525人	67.7%							
16		<table border="1"><tr><td>就労継続支援A型事業</td><td>238人</td><td>307人</td><td>197人</td><td>82.8%</td></tr></table>	就労継続支援A型事業	238人	307人	197人	82.8%				
就労継続支援A型事業	238人	307人	197人	82.8%							
17		<table border="1"><tr><td>就労継続支援B型事業</td><td>341人</td><td>437人</td><td>429人</td><td>126.1%</td></tr></table>	就労継続支援B型事業	341人	437人	429人	126.1%				
就労継続支援B型事業	341人	437人	429人	126.1%							
18		(3) 就労定着支援事業による職場定着率 <table border="1"><tr><td>就労定着支援事業の利用者数</td><td>1,111人</td><td>1,566人</td><td>937人</td><td>84.3%</td></tr></table>	就労定着支援事業の利用者数	1,111人	1,566人	937人	84.3%				
就労定着支援事業の利用者数	1,111人	1,566人	937人	84.3%							
19		<table border="1"><tr><td>職場定着率7割以上の事業所の割合</td><td>25%</td><td>25%</td><td>72.6%</td><td>290.4%</td></tr></table>	職場定着率7割以上の事業所の割合	25%	25%	72.6%	290.4%				
職場定着率7割以上の事業所の割合	25%	25%	72.6%	290.4%							
20		(4) 障害者就業・生活支援センターの整備目標 <table border="1"><tr><td>障害者就業・生活支援センターの整備</td><td></td><td>14か所</td><td>12か所</td><td>85.7%</td></tr></table>	障害者就業・生活支援センターの整備		14か所	12か所	85.7%				
障害者就業・生活支援センターの整備		14か所	12か所	85.7%							

No	目標【関連項目】	内容	R8目標値	R11目標値	R6年末実績	進捗率
21	4 就労支援に関する目標 （前ページからの続き）  【関連項目】 「3 就労支援施策の充実・強化」	(5) 福祉的就労に関する目標				
22		平均工賃月額	21,209円	23,041円	26,675円	125.8%
23		工賃向上計画を策定する対象事業所の割合	100%	100%	99.6%	99.6%
24		障害者就労支援企業認証制度登録企業数	236社	262社	225社	95.3%
		優先調達方針を策定する市町村数	179市町村	179市町村	157市町村	87.7%
25		(6) その他の就労関連の目標				
26		障がい者に対する職業訓練の受講者数	76人	96人	113人	148.7%
27		福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	4135人	4135人	3490人	84.4%
28		福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	264人	264人	127人	48.1%
		公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数	881人	987人	824人	93.4%
29	5 障がい児支援の提供体制の整備目標  【関連項目】 「8 障がい児支援の充実」	児童発達支援センター又は市町村中核子ども発達支援センターの設置数	21か所	21か所	12か所	57.1%
30		保育所等訪問支援事業所数	21か所	21か所	17か所	81.0%
31		主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	21か所	21か所	9か所	42.9%
32		主に重症心身障がい児を支援する放課後デイサービス事業所数	21か所	21か所	9か所	42.9%
33		【医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置】				
34	6 医療的ケア児等支援に関する目標  【関連項目】 「8 障がい児支援の充実」	道	1か所	1か所	1か所	100.0%
35		圏域	21か所	21か所	21か所	100.0%
		市町村	123か所	179か所	113か所	91.9%
36		【医療的ケア児等コーディネーターの配置】				
		市町村	125か所	179か所	101か所	80.8%
37	7 難聴児に関する目標  【関連項目】 「8 障がい児支援の充実」	中核的機能を有する体制の整備	1か所	1か所	1か所	100.0%
38	8 相談支援体制の充実・強化等に関する目標  【関連項目】 「4 相談支援体制・地域移行支援の充実」	基幹相談支援センターの設置	179市町村	179市町村	102市町村	57.0%

## 第1期ほっかいどう障がい福祉プラン 必要なサービス量の状況

### 1 居住系サービスの必要見込量

(1) サービス見込量

(単位：人)

No	区分	見込（R6）	実績（R6）	乖離率 ((実績-見込)/見込 ×100%)
1	自立生活援助	145	111	-23.4%
2	(再掲)精神障がい者	82	67	-18.3%
3	共同生活援助	15,727	16,731	6.4%
4	(再掲)日中サービス支援型	1,209	1,073	-11.2%
5	(再掲)精神障がい者	4,815	5,433	12.8%
6	施設入所支援	8,324	8,726	4.8%
	合 計	24,196	25,568	5.7%

(2) 整備見込量（参考）

(単位：人)

No	区分	見込（R6）	実績（R6）	乖離率 ((実績-見込)/見込 ×100%)
7	共同生活援助（施設の定員数）	16,280	18,647	14.5%
8	(再掲)日中サービス支援型	1,499	1,268	-15.4%

### 2 日中活動系サービスの必要見込量

【利用者見込み】

(単位：人)

No	区分	見込（R6）	実績（R6）	乖離率 ((実績-見込)/見込 ×100%)
9	療養介護	991	1,264	27.5%
10	生活介護	17,800	17,649	-0.8%
11	自立訓練（機能訓練）	51	16	-68.6%
12	自立訓練（生活訓練）	431	347	-19.5%
13	(再掲)精神障がい者	207	217	4.8%
14	宿泊型自立訓練	194	193	-0.5%
15	就労選択支援	—	—	—
16	就労移行支援	1,474	1,389	-5.8%
17	就労継続支援（A型）	5,031	4,491	-10.7%

(単位：人)

No	区分	見込（R6）	実績（R6）	乖離率 ((実績-見込) / 見込 × 100%)
18	就労継続支援（B型）	26,241	28,533	8.7%
19	就労定着支援	595	637	7.1%
20	短期入所（福祉型）	2,212	1,779	-19.6%
21	短期入所（医療型）	208	170	-18.3%
	合計	55,228	56,468	2.2%

## 【利用量見込み】

(単位：人日分／月)

No	区分	見込（R6）	実績（R6）	乖離率 ((実績-見込) / 見込 × 100%)
22	生活介護	350,650	352,639	0.6%
23	自立訓練（機能訓練）	547	142	-74.0%
24	自立訓練（生活訓練）	6,598	4,977	-24.6%
25	宿泊型自立訓練	5,027	5,219	3.8%
26	就労選択支援	—	—	—
27	就労移行支援	26,416	22,134	-16.2%
28	就労継続支援（A型）	93,125	83,736	-10.1%
29	就労継続支援（B型）	473,866	488,415	3.1%
30	短期入所（福祉型）	17,837	14,820	-16.9%
31	短期入所（医療型）	1,292	1,043	-19.3%
	合計	975,358	973,125	-0.2%

## 3 訪問系サービスの必要見込量

## 【利用者見込み】

(単位：人)

No	区分	見込（R6）	実績（R6）	乖離率 ((実績-見込) / 見込 × 100%)
32	居宅介護	9,933	9,624	-3.1%
33	重度訪問介護	1,049	697	-33.6%
34	同行援護	911	887	-2.6%
35	行動援護	1,131	1,268	12.1%
36	重度障害者等包括支援	12	0	-100.0%
	合計	13,036	12,476	-4.3%

## 【利用量見込み】

(単位：時間)

No	区分	見込（R6）	実績（R6）	乖離率 ((実績-見込) / 見込 × 100%)
37	居宅介護	176,092	167,561	-4.8%
38	重度訪問介護	169,228	169,496	0.2%
39	同行援護	13,853	13,987	1.0%
40	行動援護	17,922	17,116	-4.5%
41	重度障害者等包括支援	4,144	0	-100.0%
	合計	381,239	368,160	-3.4%

## 4 障害児通所支援等・障害児入所施設の必要見込量

## 【利用者見込み】

(単位：人)

No	区分	見込（R6）	実績（R6）	乖離率 ((実績-見込) / 見込 × 100%)
42	児童発達支援（センター）	1,839	1,302	-29.2%
43	児童発達支援（センター以外）	11,205	11,758	4.9%
44	医療型児童発達支援（センター）	85	13	-84.7%
45	医療型児童発達支援（センター以外）	8	0	-100.0%
46	放課後等デイサービス	21,244	21,120	-0.6%
47	保育所等訪問支援	708	864	22.0%
48	居宅訪問型児童発達支援	21	10	-52.4%
49	福祉型障害児入所施設	400	351	-12.3%
50	医療型障害児入所施設（療養介護利用者を含む）	1,545	1,375	-11.0%
	合計	37,055	36,793	-0.7%

## 【利用量見込み】

(単位：人日分／月)

No	区分	見込（R6）	実績（R6）	乖離率 ((実績-見込) / 見込 × 100%)
51	児童発達支援（センター）	11,155	109,600	2.4%
52	児童発達支援（センター以外）	95,909		
53	医療型児童発達支援（センター）	797	76	-91.0%
54	医療型児童発達支援（センター以外）	48		
55	放課後等デイサービス	220,789	216,601	-1.9%
56	保育所等訪問支援	1,569	1,729	10.2%
57	居宅訪問型児童発達支援	87	28	-67.8%

## 5 相談支援

【相談支援（サービス利用計画作成必要者数）の必要見込量】 (単位：人)

No	区分	見込（R6）	実績（R6）	乖離率 ((実績-見込) / 見込 × 100%)
58	計画相談支援	41,174	13,664	-66.8%
59	地域移行支援	93	17	-81.7%
60	(再掲)精神障がい者	68	14	-79.4%
61	地域定着支援	299	181	-39.5%
62	(再掲)精神障がい者	138	97	-29.7%
63	障害児相談支援	13,461	4,469	-66.8%

## 6 発達障害者支援センターによる支援

【発達障害者支援センターの利用見込量】 (単位：件)

No	区分	見込（R6）	実績（R6）	乖離率 ((実績-見込) / 見込 × 100%)
64	相談件数	740	1,687	128.0%
65	関係機関への助言件数	1,400	798	-43.0%
66	関係機関や地域住民への研修、啓発件数	290	287	-1.0%
67	ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の実施者数	20	19	-5.0%
68	ペアレントメンターの人数	27	185	585.2%
69	ピアサポート活動への参加人数	100	234	134.0%

## 第1期ほっかいどう障がい福祉プラン 数値目標の達成状況

### 7 地域生活支援事業（道事業）の必要見込量

No	区分 ※〔〕内は道の実施事業名	見込 (R6)	実績 (R6)	達成率 (実績/見込)
<b>①専門性の高い相談支援事業</b>				
1	発達障害者支援センター 運営事業	か所	3	3 100.0%
2	〔発達障害者支援センター運営事業〕	利用者	2,000	841 42.1%
3	障害者就業・生活支援センター事業	か所	12	12 100.0%
4	〔障害者就業・生活支援センター事業〕	利用者	4,920	4,847 98.5%
5	高次脳機能障害支援普及事業	か所	30	30 100.0%
6	〔高次脳機能障害者支援事業〕	利用者	5,000	5,881 117.6%
7	障がい児等支援体制整備事業 〔道立施設専門支援事業〕	か所	51	63 123.5%
8	〔在宅障がい児者巡回療育相談事業〕	か所	63	41 65.1%
<b>②専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業</b>				
9	手話通訳者・要約筆記者養成研修 〔障害者社会参加総合推進事業〕	登録者	50	20 40.0%
10	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 〔障害者社会参加総合推進事業〕	登録者	40	16 40.0%
11	失語症者向け意思疎通支援者養成研修 〔障害者社会参加総合推進事業〕	登録者	20	12 60.0%
<b>③専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業</b>				
12	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 〔障害者社会参加総合推進事業〕	利用者	150	62 41.3%
13	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 〔障害者社会参加総合推進事業〕	利用者	55	56 101.8%
14	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 〔障害者社会参加総合推進事業〕	利用者	30	50 166.7%

No	区分 ※ [ ] 内は道の実施事業名	見込 (R 6)	実績 (R 6)	達成率 (実績/見込)
15	④意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	実施の有無	実施	実施
	⑤広域的な支援事業			
16	相談支援体制整備事業 〔広域相談支援体制整備事業〕	か所	21	19 90.5%
17	発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	開催回数	2	9 450.0%
	⑥サービス・相談支援者、指導者育成事業			
	サービス従事者の人材養成			
18	相談支援従事者（毎年度受講者数） 〔相談支援従事者研修事業〕	人	470	431 91.7%
19	サービス管理責任者（毎年度受講者数） 〔相談支援従事者研修事業〕	人	2,100	4430 211.0%
	障害支援区分認定関係者の育成			
20	認定調査員（毎年度受講者数） 〔障害支援区分認定調査員等研修事業〕	人	300	317 105.7%
21	市町村審査会委員（毎年度受講者数） 〔障害支援区分認定調査員等研修事業〕	人	60	42 70.0%
22	主治医（毎年度受講者数） 〔障害支援区分認定調査員等研修事業〕	人	320	352 110.0%

## 委員からの御意見・御質問一覧

参考資料1

No	委員名	資料ページ	意見・質問	対応・回答	担当係
1	櫻田委員	P. 7	<p>●7ページ 資料1-⑦ 多様な人材の確保・定着～ の右下の枠組み【今後の改善の方向性（案）】について</p> <p>処遇改善加算の取得促進とありますが、これに加えて処遇改善加算については法人での負担が抑えられるよう、柔軟な且つ合理的な裁量を持たせることについても加えていただきたいと考えます。</p> <p>※事業体により加算率が異なることで、複数の事業を運営している多くの法人では、最も加算率の高い事業に合わせて職員配分を行わざるを得ない側面があり、結果として不足分は法人が独自に補填をしているため経営を圧迫している現状がある。</p> <p>ご検討どうぞよろしくお願ひいたします。</p>	<p>道では、令和9年度に予定されている次の定期改定を待たずして臨時改定等の措置を速やかに講じるとともに、事業継続に向けた緊急的な財政支援を行うことや、物価や賃金の上昇に応じて適時適切に介護・障害福祉サービス等報酬をスライドさせる仕組みを導入することを国に要望しているところです。</p> <p>ほっかいどう障がい福祉プランについては、障がいのある方やその家族が自立した生活を送るため、市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスを実施していくための計画となることから、計画に反映させていいところです。</p> <p>サービスの質を確保しながら障害福祉サービスの提供体制を維持していくため、障害福祉サービス従事者の更なる処遇改善や人材確保対策が必要なことから、引き続き、国に要望を行ってまいります。</p>	事業指導係
2	山本委員	P. 4	成果目標13「地域生活支援拠点の整備」について、資料1-④で「未整備圏域の市町村に向けた更なる支援に取り組む必要がある」と記載がありますが、具体的にどのような取り組みを検討されていますか？	<p>未整備市町村について、下記の取組を予定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村訪問による課題等の聞き取り。</li> <li>・市町村職員や相談支援事業所等を対象とした研修会の実施。</li> <li>・道内市町村でも活用可能な他県の事例について情報収集及び共有。</li> </ul>	地域支援係
3	山本委員	P. 8	成果目標29、31、32「児童発達支援センターまたは市町村中核子ども発達支援センターの設置数」、「主に重心児を支援する児童発達支援事業所／放デイ数」について、資料1-⑧で「設置が進んでいない地域に対して、更なる働きかけ等が必要」と記載がありますが、具体的にどのような働きかけを検討されていますか？	<p>道内21圏域に設置する「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」や「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」等による圏域内の関係機関のネットワークを活用し、児童発達支援センターや重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の圏域における設置の必要性等について議論を深め、地域における療育支援体制の検討を進めます。</p> <p>また、設置済みの圏域における事例の把握及び未設置圏域における課題に応じた情報提供等により、設置促進に向けて取り組んでまいります。</p>	子ども家庭支援課
4	山本委員	P. 14	資料1-⑭で「自立訓練（機能訓練）」の利用者見込みと実績に乖離が大きくみられる要因は何か考えられることはありますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道内の自立訓練（機能訓練）を行う事業所数は、令和元年度まで増加傾向にあるものの、令和2年度以降令和6年度までは17カ所程度で頭打ちとなっております。</li> <li>・一方、利用者数は、令和2年度の月50人強がピークで、それ以降減少傾向となり、令和6年度には月20人弱の状況です。</li> <li>・自立訓練（機能訓練）のサービスを実施している事業所に利用状況について電話照会したところ、全国も道内と同じように、利用者数は減少傾向にあるとのことでした。また、本サービスは通年を通して利用するというより、集中的に6ヶ月以内の利用者が多いとのことです。</li> <li>・今回、見込みと実績の乖離がやや多かったいくつかの自治体に問い合わせたところ、利用者数を他の日中活動系サービスと同様に年々増加傾向と見込んだことや、通年利用と見込んでいたことから、見込みと実績に乖離が発生したと考えられます。</li> </ul>	企画調整係

## 北海道障がい者施策推進審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 審議会の名称は、北海道障がい者施策推進審議会とする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者（障害者基本法第2条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）並びに障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、学識経験のある者、障がい者並びに障がい者の自立社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に關係のある専門委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。